ガスタービン式コージェネレーション設備	ガスタービンを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用するとともに、排ガスから排熱を回収して熱源として利用するもの。特に動力又は電力需要と共に主として蒸気需要が大きい場合に有効。また、需要バランスが不規則な場合には、蒸気をタービン発電機で電気に変換できるものが有効。
燃料電池コージェネレーションシステム	原動機の代わりに燃料電池を使用して電力及び温水又は蒸気を発生させ利用するもの。電力需要と共に温水又は蒸気需要が大きい場合に有効。
高効率変圧器	低損失磁性体材料を使用した変圧器及び低損失構造の変圧器。
高効率誘導モータ	ハイグレードの鉄心の採用と巻線の改善や冷却扇の改善により汎用型に比べ損失を改善した誘導モータ。
永久磁石同期モータ	回転子に永久磁石（ＰＭ）を使用した同期モータであり、２次巻線に電力を投入しなくても良いため高効率である。
極数変換モータ	固定子巻線の極数を切り替えることにより回転数を段階状に切り替えることができる誘導モータ。速度変換の要求が固定の場合に有効。

○国土交通省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、財務省、告示第一号

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第二項の規定に基づき、平成二十二年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号（特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置している者による中長期的な計画の作成の促進に関する指針を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定で対応する改正後欄に掲げるものの傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で対応する改正前欄に掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針 1　［略］ 2　特定業種 ［略］ ⑴～⑶　［略］ ⑷　鉄鋼業 鉄鋼業については、鉄鋼業のうち、高炉又は電炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業及び鋳鉄管製造業における主要な工程である製銑工程（コークス工程、焼結工程、高炉工程）、製鋼工程、圧延・金属加工・表面処理工程、フェロアロイ製造工程、伸線工程、引抜工程、鋳鉄管製造工程及びその他の主要エネルギー消費設備、銑鉄鋳物製造業及び可鍛鋳鉄製造業における主要な工程である溶解工程、鋳造工程、仕上げ工程、熱処理工程及びその他の主要エネルギー消費設備、鋳鋼製造業における主要な工程である製鋼工程、鋳造工程、鋳仕	特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針 1　［略］ 2　特定業種 ［略］ ⑴～⑶　［略］ ⑷　鉄鋼業 鉄鋼業については、鉄鋼業のうち、高炉又は電炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業及び鋳鉄管製造業における主要な工程である製銑工程（コークス工程、焼結工程、高炉工程）、製鋼工程、圧延・金属加工・表面処理工程、フェロアロイ製造工程、伸線工程、引抜工程、鋳鉄管製造工程及びその他の主要エネルギー消費設備、銑鉄鋳物製造業及び可鍛鋳鉄製造業における主要な工程である溶解工程、鋳造工程、仕上げ工程、熱処理工程及びその他の主要エネルギー消費設備、鋳鋼製造業における主要な工程である製鋼工程、鋳造工程、鋳仕